

# 財政福祉委員会 説明資料

今後の保健所体制について

平成28年12月5日

健 康 福 祉 局

# 目 次

頁

1 保健所体制の現況	1
2 現在の保健所体制に対する評価	2
3 今後の保健所体制の考え方（案）	4
4 保健と福祉の連携強化に向けた 現状と課題	7
5 今後の予定	8

## 1 保健所体制の現況

### (1) 保健所の設置

各区に1か所の保健所を設置するとともに、身近な保健サービスの拠点として、区役所支所のある北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に保健所分室を設置している。

注1：[1区1保健所体制の開始] 昭和21年度～（当時は12区12保健所体制）

注2：[保健所分室の設置] 昭和61年度に中川保健所富田分室を設置して以降、順次設置

### (2) 保健所の主な業務

本市の保健所は、「都道府県型保健所」が実施する感染症予防、環境衛生、食品衛生等に関する業務のほか、市町村（長）が実施する母子保健、成人保健等に関する業務も実施している。

### 《保健所の主な組織と業務》

#### 保健所

保健所長

次長

人口動態統計、保健環境委員、母子健康手帳の交付、医療監視 等

生活環境課

環境衛生（公衆浴場・興行場・旅館の監視指導等）、ねずみ・昆虫等の防除、薬事衛生（薬局開設の申請等）、食品衛生（食品関係施設の監視指導等）、動物の愛護及び管理、狂犬病予防、公害対策（集約区のみ） 等

保健予防課

感染症予防、母子保健、歯科保健、栄養改善指導、成人保健、健康づくり、介護予防、予防接種、精神保健福祉、難病対策、公害保健 等

#### 【支所のある区のみ設置】

保健所分室

乳幼児健診、母子保健や健康づくりに関する教室 等

## 2 現在の保健所体制に対する評価

### (1) 保健所が実施する主な業務の状況

成 人 保 健 分 野	<ul style="list-style-type: none"><li>各区に保健所があることで、保健師による家庭訪問や歯科衛生士、管理栄養士による相談など、生涯を通じた健康づくりに資する取り組みを、地域の実情に合わせ、地域の関係団体等と連携しながら展開</li><li>精神保健福祉相談員が中心となり、精神障害者やその家族に対してきめ細かな支援を提供するとともに、保健師が中心となり、難病患者やその家族に対して地域に密着した療養生活面の支援を実施</li></ul>
母 子 保 健 分 野	<ul style="list-style-type: none"><li>各区の保健所において、思春期から妊娠・出産及び乳幼児期に至るライフサイクルに沿った事業を実施することで、きめ細やかな子育て支援を展開 【子ども青少年局関係】</li></ul>
健 康 危 機 管 理 分 野	<ul style="list-style-type: none"><li>感染症や食中毒等の健康危機が発生した場合に、各区の保健所に地域の実情を把握した専門職員を配置することで、迅速かつ的確な初動対応を実施</li><li>○感染力の強い感染症や地球温暖化に伴う新たな感染症、大規模な食中毒等に対して、市域全体で統一的な対応を実施するために、全市的な健康危機管理体制を構築することが必要</li></ul>
環 境 薬 務 ・ 食 品 獣 痘 分 野	<ul style="list-style-type: none"><li>ねずみ・昆虫等の相談対応、食品の苦情相談対応、犬猫の苦情相談対応等の業務を各区の保健所で実施</li><li>○各区で環境薬務関係業務を実施するにあたり、体制上、複数の職員による対応が難しい状況にあり、業務の機能強化が必要</li></ul>

## (2) 公衆衛生医師不足への対応

公衆衛生医師については、これまでも確保に向けた取り組みを実施してきたところであるが、減少傾向が続く中で、定年延長により保健所長を確保している状況。今後もさらなる減少が見込まれる中で、保健所長有資格者の医師を十分に確保できない場合の対応について検討が必要。

### 《公衆衛生医師の採用・退職の状況》

(単位：人)

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
保健所等医師数 (4月1日時点)	36	30	30	27	26	24	22	22 (3)	22 (5)
採用者数	2	2	1	2	2	1	1	0	3
退職者数	8	2	4	3	4	3	1	3	—

注：「保健所等医師数」欄における括弧内の数値は定年延長者数（再掲）

○保健所長は、原則として次のいずれかに該当する医師である必要がある。

- ・3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- ・国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者
- ・厚生労働大臣が上記と同等の技術又は経験を有すると認めた者

○乳幼児健診等の業務を実施するためには、診療所の管理者たる医師（常勤）を配置しなければならない。

## (3) 保健所のあり方に関する検討経過（平成26年度以降）

時 期	内 容
平成26年度～ 平成27年度	・保健所を取り巻く課題について検討するため、「保健所のあり方に関する検討会」及び「保健所機能検討部会」を設置（検討会は計9回開催）
平成28年度	・副市長、関係局長及び幹事区長により構成される会議等を開催し、今後の保健所体制について検討

### 3 今後の保健所体制の考え方（案）

#### （1）保健所・保健所支所体制の導入

##### ア 方向性

参考一

- ・健康危機管理にかかる指揮命令機能の強化や、公衆衛生医師不足への対応が課題となっていることを踏まえ、平成30年度に「1保健所・16保健所支所体制」に移行
  - ・各区の保健所支所の名称は「保健センター」とする
- ※保健所支所を設置するためには条例改正が必要

#### イ 1保健所・16保健所支所体制の概要と効果

##### （ア）概要

健康福祉局内に地域保健法に規定する保健所を設置するとともに、各区に保健所支所を設置

参考二

##### （イ）効果

- ・保健所の集約化により指揮命令系統を一本化し、健康危機管理にかかる機能強化を図ることで、感染力の強い感染症をはじめとする健康危機に対して、市域全体で統一的な対応が可能
- ・特定の区で生じた健康危機に対しては、他区からの円滑な応援体制を構築することが可能
- ・保健所長有資格者の医師を十分に確保できない場合でも、保健所支所に医師を配置できれば、これまでと同様に、各区において乳幼児健診等の市民サービスを提供することが可能

#### ウ 主な検討事項

- ・市民サービスの維持・向上策
- ・市保健所及び区保健所支所の組織体制
- ・区長、保健所長及び保健所支所長等の権限の整理

## (2) 公衆衛生医師の確保

### ア 方向性

- ・保健所支所で感染症対策や乳幼児健診等を引き続き実施するため、公衆衛生医師の確保に向けた取り組みを継続
- ・様々な採用ルートを確保するとともに、保健所長をはじめとする医師の定着化や若手医師の育成、医師の新規採用のさらなる促進を図るために、組織面・待遇面の両面から医師の働きやすい環境整備を推進

### イ 主な検討事項

- ・公衆衛生医師の確保方策

### 《参考》今後の医師確保方策（案）

「公衆衛生医師としての職場環境の向上及びモチベーション維持」を目的として、様々な取り組みを総合的に推進

#### ア 様々な採用ルートを確保

- ・関係部局・大学・他自治体との交流
- ・各種ウェブサイト等を活用した求人
- ・任期付職員としての採用

#### イ 公衆衛生医師としてのキャリア形成を描ける人材育成など組織面の配慮を検討

- ・高い専門性や能力を発揮できるポストの設置
- ・キャリア形成に繋がるジョブローテーション
- ・臨床現場とも一定の接点を維持できる仕組みづくり

#### ウ 处遇面での改善をさらに検討

- ・初任給調整手当の特例措置の延長
- ・医師研究費の増額

### (3) 業務のさらなる集約化

#### ア 方向性

- ・業務の機能強化を図るため、現在、16区で実施している環境薬務関係業務等（公衆浴場・興行場・旅館の監視指導等）について集約化を実施

#### イ 主な検討事項

- ・集約化する業務内容及び集約区等

#### 《参考》業務集約化の経過

時 期	内 容
平成10年度	環境衛生広域指導班（西区・南区）、食品衛生広域監視班（東区・熱田区・天白区）、食品衛生機動班（中村区）を編成し、環境衛生業務及び食品衛生業務の一部を集約
平成11年度	医療監視班（千種区・中村区・中区・南区）を編成し、医療監視業務を集約
平成20年度	食品衛生機動班を中村保健所から食品衛生検査所に移管
平成21年度	食品衛生広域監視班を食品衛生特別監視班に再編成
平成22年度	公害対策業務を4保健所（西区・港区・南区・名東区）に集約 【環境局関係】
平成24年度	食品衛生特別監視班を2保健所（東区・熱田区）に、動物取扱業の監視指導業務及び犬猫の引取業務等を動物愛護センターに、それぞれ集約
平成25年度	放射線業務を4保健所（千種区・中村区・中区・南区）に集約
平成27年度	食品衛生特別監視班を熱田保健所に集約

## 4 保健と福祉の連携強化に向けた現状と課題

### (1) 現状と課題

- ・保健所を区役所に編入した平成12年度以降、保健部門と福祉部門の連携を進めており、保健所と福祉事務所の職員がチームを作り、児童虐待に対応するなど、業務連携は一定図られている。
- ・保健所保健師の業務において、母子保健事業の占める割合が大きくなっている中で、地域包括ケアの推進にあたっても保健と福祉の連携強化が課題となっており、保健師のさらなる関わりが求められている。
- ・障害者基幹相談支援センターが身体障害、知的障害、精神障害、難病など、すべての障害に関する相談に対応する中で、区役所における福祉相談の窓口は、障害種別によって福祉事務所と保健所に分かれており、市民サービスの向上を図るための相談体制の強化が課題となっている。
- ・福祉業務が区役所支所へ拡充された中、支所管内における保健と福祉の連携強化が課題となっている。
- ・平成25年度に保健所と福祉事務所のワンフロア化を実施した中区では、職員同士が顔を合わせる機会が多くなり、保健と福祉の連携が密になっている一方で、保健所が単独庁舎となっている5区（中村区・瑞穂区・港区・南区・緑区）では、職員同士の顔合わせの機会が少なく、連携強化が課題となっている。

### (2) 主な検討事項

- ・各区の保健部門と福祉部門が一体的に機能する組織
- ・地域包括ケアの推進における保健師活動の推進などの業務連携の強化方策や障害福祉窓口のあり方
- ・支所管内における保健と福祉の連携強化
- ・保健所が単独庁舎となっている区における物理的制約の解消

## 5 今後の予定

時 期	内 容
平成29年2月	・名古屋市保健所条例の改正にかかる議案を上程
平成29年度	・保健所体制の変更にかかる準備 (システム改修・レイアウト変更等) ・市民及び関係団体等への周知
平成30年4月	・保健所体制の変更